

松江市京店広場利用条件

松江市京店広場利用許可については、以下の条件を付して許可する。利用者は誠実にこれを履行するものとする。

(業務の目的)

第1条 松江市京店広場（以下「カラコロ広場」という。）の設置目的である京店周辺市街地の活性化を図り、カラコロ広場全体の機能を高め、来場者へサービスの提供等を行うこと。

(業務の運営)

第2条 「松江市京店広場設置及び管理に関する条例」を遵守しなければならない。

(協調・協力)

第3条 利用者は京店商店街及び他のテナントと強調・協力し、トラブルを起こさないこと。

(美観の確保)

第4条 カラコロ広場は公共のスペースであることを自覚し、美観に努め、広場内に私物等を放置しないこと。

(利用料金の支払い)

第5条 利用料金は当月分を前月末日に山陰合同銀行の定額自動送金サービスを利用すること。

(営業時間・定休日)

第6条 営業時間・定休日を変更する場合は、あらかじめ一般社団法人 Expe 代表理事（以下「指定管理者」とする。）の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 カラコロ広場の利用許可によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させてはならない。また、利用許可物件を転貸し、又は用途を変更してはならない。

(利用上の制限)

第8条 利用許可物件の原状を変更（軽微な内装工事等に限る）しようとするときは、指定管理者に設計図及び施工図を提出し、承認を受けなければならない。

2 店舗外壁の原状変更は認めない。ただし、指定管理者に設計図及び施工図を提出し、承認を得たときはこの限りでない。

3 原状変更に必要な経費は、すべて利用者の負担とする。

(利用物件の維持管理)

第9条 利用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、利用許可物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を指定管理者に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 利用者は、その責に帰する事由により、利用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは利用者の負担において原状に回復し、又は当該滅失若しくは損傷による損害を賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、許可条件及び関係法令の定めを違反し、又はその他過失により松江市及び指定管理者又は第三者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負わなければならない。

(利用許可の取消)

第11条 利用者がこの利用条件を遵守しないとき又は遵守しない恐れがあるとき並びに利用料金等の延滞が2箇月を超えたときは、直ちに利用許可を取り消すことができる。

2 前項の場合、利用者に損害が生じても指定管理者はその損害を賠償しない。なお、利用許可の取消により指定管理者が損害を受けた場合は、利用者は賠償しなければならない。

(利用中止の申出)

第12条 利用者は都合により利用を中止する場合は、3箇月前までに指定管理者に申出なければならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、利用許可の取消又は都合により利用を中止した場合は、直ちに原状に回復したうえ明け渡さなければならない。ただし、指定管理者が特に認める時は原状に復さず返還することができる。

2 指定管理者は、利用者が利用を中止した日から1週間以内に前項に定める行為をしないときは、任意に処分することができる。

3 前項の処分に要する経費は、全て利用者の負担とする。

(連帯保証人)

第14条 利用者は、指定管理者の承認する連帯保証人（同居の親族を除く）をたてなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人は、全て利用者とともに連帯責任を有するものとし、利用者の債務を保証し利用者と連帯して債務を履行しなければならない。